

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第 8 2 9 号

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）1 2 月 8 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）1 1 月 2 4 日付けで諮問（第 8 2 9 号）された印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢警察署司法警察員より、刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項に基づく捜査のため、市民窓口センターで保有する印鑑登録申請書の照会がなされた。

刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、藤沢警察署司法警察員に印鑑登録申請書及び印鑑登録証明書交付申請書の情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第 1 2 条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 印鑑登録申請書及び印鑑登録証明書交付申請書の情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報（登録本人 A、代理人 B、保証人 C）

(ア) 登録本人 A の住所・氏名・生年月日

- (イ) 印鑑登録申請書について、次の事項
印鑑登録申請書複写のうちの
申請日・登録本人Aの住所・フリガナ・氏名・生年月日・登録する印鑑
および代理人Bの住所・氏名および保証人Cの住所・氏名
- (ウ) 委任状について、次の事項
委任状複写のうちの
委任状作成日・登録本人Aの住所・氏名・生年月日・印鑑および代理人
Bの住所・氏名・生年月日
- (I) 印鑑登録証明書交付申請書
印鑑登録証明書交付申請書複写のうちの
申請日・登録者Aの住所・フリガナ・氏名および代理人Bの住所・フリ
ガナ・氏照会者の本籍
- イ 目的外に提供する相手方
藤沢警察署司法警察員
- ウ 目的外提供の根拠規定
刑事訴訟法第197条第2項
- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の有印私文書偽造・同行使容疑事件において、被害者とされる本人が知らないうちに何者かによって印鑑登録がされ、印鑑登録証を受け取っていない。しかし、過去に被害者が関係する不動産契約の民事裁判時の書類にその登録印が使用されているとのことから、今後も被害者の財産の権利利益を不当に害するおそれがある。申請書の本人以外の記載の人物を確認することで、被疑者の特定を行いたい。」とのことであつた。

本件の目的外に提供する個人情報は、印鑑登録に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、印鑑登録申請書および印鑑登録証明書交付申請書の代理人および保証人が犯行に關与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

また、登録者本人については、当該捜査の遂行に支障がないことを捜査機関に確認したため、本人通知を行うこととする。

(4) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 印鑑登録申請書
- ウ 委任状
- エ 印鑑登録証明書交付申請書
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、当署において捜査中の有印私文書偽造・同行使容疑事件において、被害者とされる本人が知らないうちに何者かによって印鑑登録がされ、印鑑登録証を受け取っていない。しかし、過去に被害者が関係する不動産契約の民事裁判時の書類にその登録印が使用されているとのことから、今後も被害者の財産の権利利益を不当に害するおそれがある。申請書の本人以外の記載の人物を確認することで、被疑者の特定を行いたい。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が印鑑登録に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているが、実施機関では、本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、印鑑登録申請書および印鑑登録証明書交付申請書の代理人および保証人が犯行に關与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略

する合理的理由があると認められる。

以 上